一　名称　四国交通共済協同組合
二　主たる事務所の所在地　香川県坂出市番の州公園六番六号
三　適性診断の種類　特定診断Ⅱ（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅱをいう。）

○国土交通省告示第五百十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年三月三十日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称　株式会社中央バス自動車学園
二　主たる事務所の所在地　北海道札幌市北区新琴似八条十七丁目一番一号
三　適性診断の種類　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百二十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年三月三十日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称　株式会社中央バス自動車学園
二　主たる事務所の所在地　北海道札幌市北区新琴似八条十七丁目一番一号
三　適性診断の種類　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　梨子沢
二　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第八百十九号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

長野県木曽郡南木曽町読書

四三一六番二四	一号
四三一六番二六	二号
四三一七番三	三号
三七三五番一五八	四号
三七三五番一五三	五号
三七三五番一五二	六号

○北海道開発局告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月八日から一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月八日

北海道開発局長　岡部　和憲

一	道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一	一般国道　三十八号	富良野市字島ノ下から同市新富町二丁目まで	北海道開発局及び同局
〃	〃	富良野市新富町二丁目から同市西扇山一番地まで	旭川開発建設部
〃	〃	網走市大曲一丁目から同市新町二丁目まで	〃
〃	〃	二百三十八号	〃
〃	〃	網走市大曲一丁目から同市大曲一丁目まで	北海道開発局及び同局
〃	〃	網走市大曲一丁目から同市字三眺まで	網走開発建設部
〃	〃	網走市字三眺から同市字二見ヶ岡まで	〃
〃	〃	網走市字二見ヶ岡から同市字二見ヶ岡まで	〃
〃	〃	網走市字二見ヶ岡から同市字卯原内まで	〃
〃	〃	網走市字卯原内から同市字平和まで	〃
〃	〃	網走市字平和から同市字能取まで	〃
〃	〃	網走市字能取から北見市常呂町東浜まで	〃
〃	〃	北見市常呂町東浜から同市常呂町岐阜まで	〃
〃	〃	北見市常呂町岐阜から同市常呂町岐阜まで	〃
〃	〃	北見市常呂町岐阜から北海道常呂郡佐呂間町字浜佐呂間まで	〃
〃	〃	北海道常呂郡佐呂間町字浜佐呂間から同町字幌岩まで	〃
〃	〃	北海道枝幸郡浜頓別町字頓別から同町字浜頓別まで	北海道開発局及び同局稚内開発建設部

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所　氏名　KDDI株式会社　建設本部長　住吉　浩次　住所　東京都千代田区飯田橋三丁目一番一一号
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容　「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載
四　管理の期間　平成二十七年二月十六日から本協定の存続する日まで

国会事項

衆議院

質問書提出

四月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書」に対する政府答弁」に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

竹島問題に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

地方議会議員選挙で候補者のビラ頒布を可能とすることに関する質問主意書（初鹿明博提出）

議事日程

四月七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第九号

平成二十七年四月七日（火曜日）

午後一時開議

第一　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案（内閣提出）

第三　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案送付（予備審査）

四月六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸外一名発議）

質問主意書転送

四月六日次の質問主意書を内閣に転送した。

局地的な大雨及び集中豪雨による災害対策に関する質問主意書（江口克彦提出）（第八九号）

拉致問題等に対する国連での取組に関する質問主意書（有田芳生提出）（第九〇号）

「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する質問主意書（有田芳生提出）（第九一号）

TPP交渉の情報開示に関する質問主意書（徳永エリ提出）（第九二号）

もんじゅに関する質問主意書（浜田和幸提出）（第九三号）

核融合発電に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第九四号）

風営法改正に関する質問主意書（安井美沙子提出）（第九五号）